



参考5-3

ス 第1618号  
令和8年1月23日

大阪府スポーツ推進審議会会長 様

大阪府知事職務代理者 大阪府副知事  
大阪府教育委員会教育長

#### 第4次大阪府スポーツ推進計画の策定について（諮問）

本府においては、スポーツ基本法第10条に基づき、令和4年3月に「第3次大阪府スポーツ推進計画」（令和7年3月改訂）を策定し、スポーツ楽創都市・大阪～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～をめざすべきスポーツ像として掲げ、生涯スポーツ振興及びスポーツツーリズムの推進に取り組んでおります。

本計画の期限が令和8年度末に満了することから、令和9年度以降を対象とする新たな計画を策定するため、スポーツ基本法第10条及び第31条に基づき、大阪府スポーツ推進審議会に諮問します。